

防災対策推進検討会議最終報告（抜粋）

～ゆるぎない日本の再構築を目指して～

平成 24 年 7 月 31 日

中央防災会議 防災対策推進検討会議

第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

第 1 節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

（2）被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

②避難所等における生活

- 避難所の運営に当たっては、女性が責任者に加わり、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮、男女共同参画の視点を重視すべきである。あわせて、被災者のニーズの変化に対応できるよう意向把握を実施したり、声を出しにくい被災者の意見を集約できるよう相談スペースを設けることなどが必要である。また、運営の基本的な部分で避難所が必要な水準を満たすよう、基本的な部分について取組の指針を策定すべきである。

③被災地への物資の円滑な供給

- 物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すべきである。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図るべきである。

⑩男女共同参画の視点

- 男女共同参画の視点から東日本大震災における被災者支援、応急対策、復旧・復興、予防等の各段階における課題を踏まえ、震災時における男女共同参画の視点から必要な対策・対応を取りまとめ、周知すべきである。
- 高齢者、障がい者、乳幼児などのニーズを踏まえた被災者支援には、日頃、介護や子育てを担うことが多い女性の視点を重視することが必要であり、国や地方公共団体の防災部局の担当職員についても、その男女比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるなど、国や地方公共団体の防災に係る意思決定の場における男女共同参画の推進を図るとともに、避難所や応急仮設住宅等の意思決定の場においても男女共同参画の推進を図るべきである。

⑪被災者を支える基盤づくり

- 地方公共団体において、平時に被災者支援の仕組を担当する部局が必ずしも明らかでない場合が多いことから、これを明確化し、仕組の整備等を着実に進めるようにすべきである。その際には、女性や若者も含めた住民による避難所の運営主体も予め組織しておくことも検討すべきである。また、被災者情報を一元的に管理するシステム等の活用を、平常時から検討しておくべきである。

第3節 災害を予防するための多面的な取組

(1) 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

②「自助・共助」と多様な主体の協働

- 「共助」と「公助」の両方の側面を持つ消防団、水防団を地域の総合的な防災体制の要として再評価し、装備・処遇の改善、教育訓練の充実や消防団・水防団に対する事業所の理解促進及び女性や若者等に力点を置いた活動環境の整備等を進める必要がある。

第5節 国の総力を挙げた取組体制の確立

- 地方防災会議の委員として、充て職になっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を指名できる旨の災害対策基本法の改正を踏まえ、地域防災計画に多様な意見を反映する観点から、地方防災会議に積極的に女性委員を加えるべきである。

(※) 防災対策推進検討会議最終報告から抜粋したもの。上記の他、妊産婦等の災害時要援護者についても記述がある。